

第三期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画の基本理念について

1. 近江八幡市第1次総合計画

・将来のまちの姿

「人がつながり 未来をつむぐ「ふるさと近江八幡」

・基本目標

- ①創造性が豊かで行動力があり、地域を担い未来へ通じる「人」を育みます
- ②一人ひとりが互いに支え合い、心のかよう地域社会を創ります
- ③豊かな自然、歴史、文化を守り・活かし、未来に引き継ぎます
- ④地域の魅力を掘り起こし、暮らしを支える産業を興します
- ⑤時代にあった安全・安心な生活基盤を築き、次世代への礎を築きます。
- ⑥協働と連携に基づいてしなやかな「地域の経営」ができる体制を整えます

2. 第二期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画の基本理念

・基本理念

「子どもは地域の宝、みんなで守り育てよう」

・前文

子どもは性別・国籍・障がいの有無に関わらず皆「いとご」であり地域の宝です。子育ての主役である保護者が、自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えるとともに、地域社会全体で子どもと子育て家庭を見守り、支援していくことが重要です。

3. 淡海子ども・若者プラン（滋賀県）

・基本目標

- 子ども・若者が夢を持って健やかに育つ
- 保護者が子どもを育てる喜びを実感し、ともに育つ
- 地域ぐるみで子育てを応援し、地域が元気になる

・前文

子ども・若者は人権を尊重され、自己肯定感を育みながら夢を持って健やかに育ち、保護者は子どもを育てる喜びを実感し、ともに育ち、そして子ども・若者の成長とともに地域が元気になり、「子どもの笑顔と幸せあふれる滋賀」を目指します。

4. こども基本法（こども施策の基本理念）

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること

5. こども大綱（こども施策に関する基本的な方針）

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格。個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながらともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する